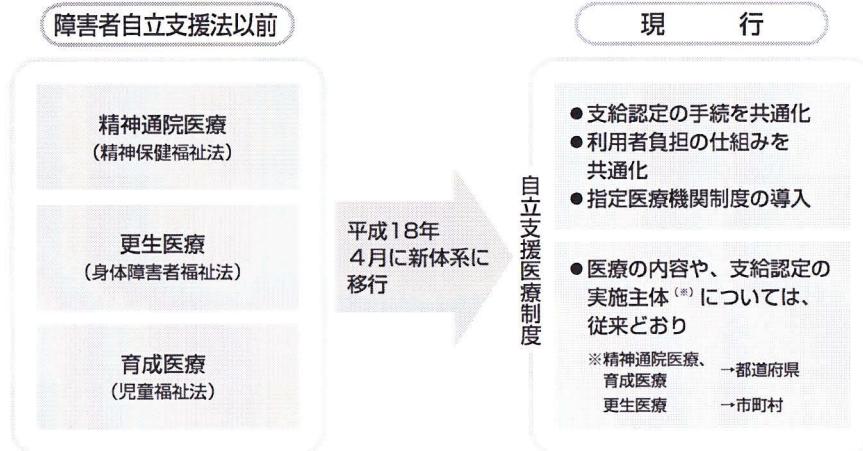


7 障害に係る自立支援医療

従来の障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が、自立支援医療に変わりました。



■自立支援医療の利用者負担と軽減措置

●所得に応じ、月ごとに負担上限額を設定しております。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の1割を超える場合は、自己負担は1割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にもひと月あたりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

●世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となる場合もあります。

●入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。



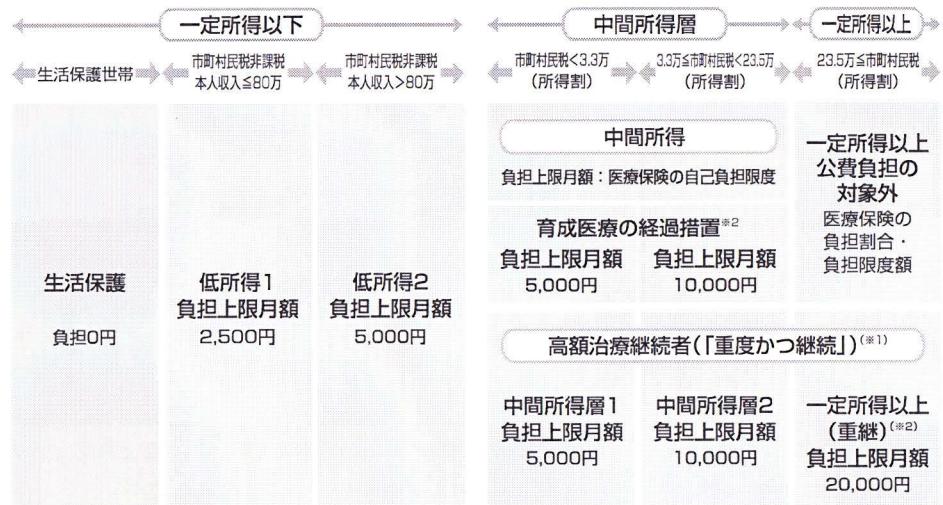
■自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾患有する者（一定所得以上の者を除く）。
(対象疾患有従来の対象疾病的範囲どおり)
※平成22年4月から肝臓機能障害が加わりました。

2. 給付水準

世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。（これに満たない場合は1割）
また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。



※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

①疾病・症状等から対象となる者。

②更生医療・育成医療・腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）/肝臓機能障害は平成22年4月に追加）

③精神通院医療・統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の認知機能障害若しくは薬物間津障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

④疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者医療保険の多数該当の者。

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置を講じています。

